



国際労働機関 (ILO)

ILO 駐日事務所

>>トピック目次

ILO 駐日事務所メールマガジン・トピック解説

(2010年8月31日付第99号)

◆◆若者の雇用◆◆
◆◆(youth employment)◆◆

1985年に続く2回目の国際ユース（青少年）年が開幕した8月12日の国際青少年デーに合わせ、ILOは「Global employment trends for youth August 2010: Special issue on the impact of the global economic crisis on youth（世界の雇用情勢—若者編2010年8月版）」を発表しました。このシリーズでは2008年に続く4冊目となる本書は、「世界経済危機の若者に対する影響」を副題に添え、経済危機による影響が厳しい15～24歳の若年者の労働事情を世界及び地域的な視点から幅広く考察した上で、若者の雇用問題に対する世界各地の取り組みから学んだ教訓をまとめています。同書の概要を以下に紹介します。

1. 労働市場における若者

生産的でやる気のある若者は経済繁栄を推進する助けになります。若者の革新力と創造力は持続的な成長と仕事の源を創出する可能性があります。ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）は若者に民主主義、社会保障、政治の安定に参加する機会を与えると共に薬物乱用や犯罪などの社会問題に係わる費用を低下させます。

今回の危機の前から既に、若年者が失業する確率は年長の人々の3倍近くに達していましたが、最近では全世界的に、全体の失業率を上回る速さで若年失業率の上昇が見られます。2009年末に若年（15～24歳）失業率は世界全体で、記録が得られる過去20年間で最も高い8,100万人を記録したと推計されます。日本でも若年失業率は2009年に前年比1.9ポイント増の9.2%に達し、2010年5月には10.3%と悪化を続けていますが、世界金融危機が始まる前の2007年に11.9%だった世界の若年失業率は、2009年に780万人増の13.0%に達しました。今後、2010年も13.1%と高止まりが続いた後、ようやく2011年に12.7%に低下すると予想されています。

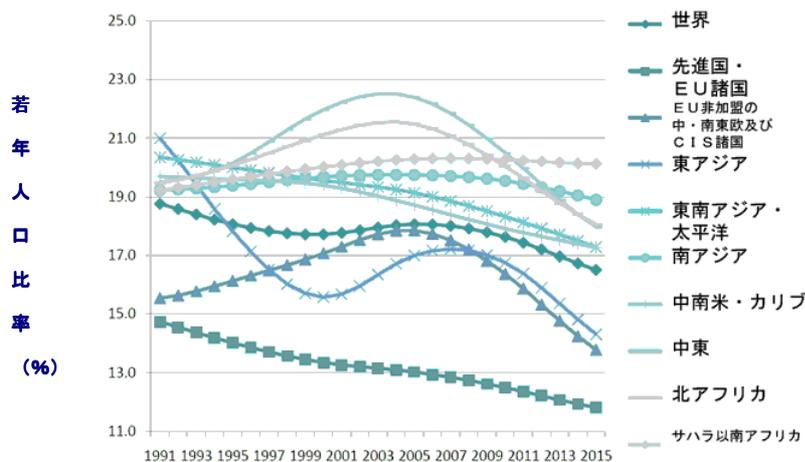
加えて、多くの国で状況はさらに深刻で、社会保障や労働法制の保護が及ばないインフォーマル経済での仕事を含み、不安定で断続的な取り決めの下、低賃金の劣悪な労働に従事する若者が多数存在しています。不完全就業状態や貧困状態にある若者はかつてないほど増大し、1日1人当たりの支出が1.25ドルを下回る貧しい世帯に属する若年労働者の数は、2008年に、働く貧困層全体の25%近くに相当する1億5,200万人であったと推計されています。

労働市場には常に新しい労働者が参入してくるため、現在の雇用危機は今の世代の若者に大きな影響を与え、労働市場から脱落し、人並みの暮らしに向けて働くことができるあらゆる望みを失ってしまった若者たちが「失われた世代」を形成してしまう危険があります。

1. 1. 青少年人口

2000年からの10年間で世界の人口は年平均1.2%で成長し、2010年に約69億人に達しています。個別国の例外はありますが、どの地域でも総人口に占める青少年の割合は減ってきています。しかし、途上国の多くではその割合は依然として高く、実際、2010年に青少年の9割が途上国に住んでいます。

図1：地域別総人口に占める青少年の割合（1991～2015年）



1. 2. 雇用動向

若年人口の伸びは依然として雇用成長を上回っており、結果、若年就業者数は2008年に10年前より3,400万人多い5億4,000万人となったものの、就業率は低下しています（1998年47.9%→2008年44.7%）。同様に、若年者の労働力率も世界的に低下する傾向にあります（1998年54.7%→2008年50.8%）。この主な推進要因は、若者の高学歴化にあると考えられていますが、地域によっては就業意欲の喪失も一定の役割を演じています。

表1：世界の労働市場指標（若年層と全体）

--	--	--	--

	計					男 性					女		
	1998年	2008年	2009年	2010年	2011年	1998年	2008年	2009年	2010年	2011年	1998年	2008年	2009年
若年者（15～24歳）													
労働力人口 （100万人）	577.8	614.4	619.2	619.9	618.6	340.6	364.7	368.5	369.3	368.8	237.2	249.7	250.9
就業者数 （100万人）	505.9	540.4	538.5	538.4	539.8	298.6	321.3	321.0	321.4	322.7	207.2	219.1	217.0
失業者数 （100万人）	71.9	74.1	80.7	81.2	78.5	41.9	43.4	47.5	47.6	45.9	30.0	30.6	33.9
労働力率（％）	54.7	50.8	51.0	50.9	50.8	63.2	58.8	59.1	58.9	58.8	45.9	42.5	42.7
就業率（％）	47.9	44.7	44.4	44.2	44.3	55.4	51.8	51.4	51.3	51.5	40.1	37.3	36.7
失業率（％）	12.4	12.1	13.0	13.1	12.7	12.3	11.9	12.9	12.9	12.5	12.6	12.3	13.3
全体（15歳以上）													
労働力人口 （100万人）	2689.0	3166.7	3212.9	3261.3	3306.8	1624.3	1898.7	1928.1	1956.8	1984.1	1064.7	1268.0	1284.9
就業者数 （100万人）	2517.5	2982.7	3006.2	3050.7	3100.3	1525.3	1791.7	1807.8	1835.1	1865.1	992.2	1191.0	1198.0
失業者数 （100万人）	171.5	184.0	206.7	209.0	204.9	99.0	107.0	120.2	120.7	118.0	72.5	77.0	86.9
労働力率（％）	65.5	64.7	64.7	64.6	64.6	79.3	77.7	77.7	77.7	77.6	51.8	51.7	51.1
就業率（％）	61.3	61.0	60.5	60.5	60.6	74.5	73.3	72.9	72.9	73.0	48.2	48.6	48.1
失業率（％）	6.4	5.8	6.4	6.4	6.2	6.1	5.6	6.2	6.2	6.0	6.8	6.1	6.0

2010年及び2011年は予測。信頼区間中の点推計値

1. 3. 失業動向

2008年に世界の失業率は全体が5.8%、25歳以上層が4.3%、若年者が12.1%であったと推計されます。25歳以上層と若年者の失業率の比率は、1998年に1：2.6、2008年に1：2.8と、若年者が失業する可能性は25歳以上層の3倍近いことが示されていますが、今回の経済危機が世界中ほとんどの地域に打撃を与えるまで若年失業問題は改善傾向にありました。

1. 4. 労働の質

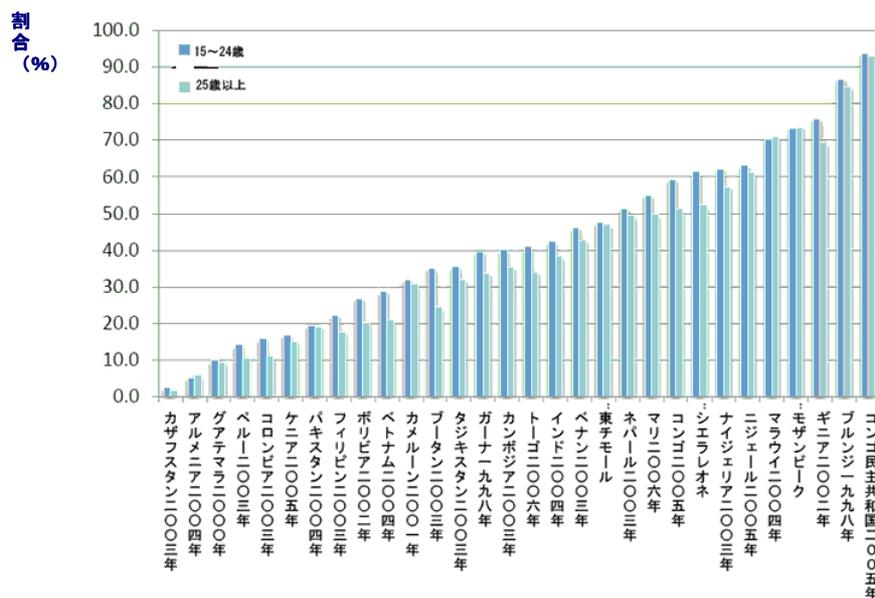
会員の就職口が少ない途上国では、若年者の多くがまず無給の家族従業者（インフォーマル企業である可能性が高い）として労働市場に参加した後、自営業に移行します。低所得国では若年者がフォーマル部門の雇用労働に移行する機会は非常に小さくなっています。

1. 5. 働く貧困層

働く貧困層と就業上の地位の側面から計測したディーセント・ワークの不足は若者に特に顕著で、若者が働く貧困層となる確率は25歳以上層の人々よりも高いことを示す証拠があります。1日1人当たりの支出が1.25ドルを下回る貧しい世帯に属する若年労働者の数は1998年の2億3,400万人よりは減ったものの、2008年に1億5,200万人（若年就業人口の28.1%）であったと推計されています。若年者が世界の総就業者数に占める割合は2008年に18.1%であったのに対し、働く貧困層全体に占める割合は24.0%に上ります。働く貧困層に属する若年者のほとんどが農業に従事し、多くが初等レベルの教育さえも受けていません。働く貧困層に占める若年者の多さは、多くの若年者の間で、自らの将来的な生産性や収入を上げる助けになる可能性がある技能や教育を得る機会が失われていることを反映していません。

図2：働く貧困層国別推計（若年者と25歳以上層）

就業者全体に占める働く貧困層の



1. 6. 地域別の動向

人口動態や教育面の動向はほとんどの地域で労働市場における若者に対する圧力を緩和する方向に向かっていますが、最貧困地域では若年労働力が増え続けており、既に飽和状態に陥っている雇用市場をさらに圧迫しています。貧困率が世界で最も高い地域に数えられる南アジアやサハラ以南アフリカにおける若年労働力の年成長率は下がる兆しを見せず、2010年から2015年の間に前者で100万人、後者で220万人の若年者が労働市場に新たに加わると予想されます。

先進国及び欧州連合（EU）加盟国、EU非加盟の中・南東欧諸国及び独立国家共同体（CIS）諸国、東アジア、中南米・カリブ、北アフリカ、サハラ以南アフリカでは、若年者の失業率は2008年に1998年より下がっています。逆に、東南アジア・太平洋、南アジア、中東では若年失業率は上昇傾向にありましたが、中東では2003年、南アジアと東南アジア・太平洋でも2005年をピークに下がってきていました。

2008年に中東と北アフリカでは仕事が見つからなかった若年者の割合が若年労働力の2割を超え、EU非加盟の中・南東欧諸国及びCIS諸国でもそれよりわずかに低いながら若年失業率は17.3%でした。アジア及びサハラ以南アフリカの若年失業率はこれよりは低いものの、高い貧困率と社会的保護の欠如が貧困層を低生産の雇用に追いやっている可能性が高いものと考えられます。

男女間格差についてはほとんどの地域で元気づけられる動向が示されており、労働力率（東南アジア・太平洋を除く）でも就業率（EU非加盟の中・南東欧諸国及びCIS諸国、東南アジア・太平洋、中東を除く）でも男女間の格差は縮小してきています。

EU非加盟の中・南東欧諸国及びCIS諸国、中東、北アフリカでは若年者が働く可能性は非常に低く、北アフリカと中東では働く若年男性の割合が2008年に10人中4人（北アフリカ40.7%、中東39.5%）、女性が10人中2人未満（北アフリカ15.9%、中東14.9%）でした。これらの地域では若年者の労働市場における機会ははっきりと分断され、結果として経済の生産潜在力は重度の未開発状態にあります。若年男性の雇用機会は少なく、女性の場合はほとんどありません。EU非加盟の中・南東欧諸国及びCIS諸国の場合、若年者の就業率が低いのは限られた雇用機会に対する反応である可能性が高く、競争の熾烈な労働市場に若年者が就労意欲の喪失、不完全就業、移住といった形で対応していると見られます。

表2：若年者の地域別雇用・失業状況

	計			男性			女性		
	1998年	2008年	2009年	1998年	2008年	2009年	1998年	2008年	2009年
就業者数 (100万人)									
世界	505.9	540.4	538.5	298.6	321.3	321.0	207.2	219.1	217.5
先進国・EU諸国	59.1	56.8	53.1	31.7	30.2	27.9	27.3	26.7	25.2
EU非加盟の中・南東欧及びCIS諸国	20.8	22.1	20.8	12.1	12.9	12.1	8.6	9.1	8.7
東アジア	134.8	130.5	131.2	67.1	64.8	65.6	67.7	65.7	65.6
東南アジア・太平洋	48.0	47.9	48.2	27.2	28.1	28.4	20.8	19.8	19.7
南アジア	117.4	131.6	132.8	82.8	94.3	95.6	34.6	37.4	37.3
中南米・カリブ	45.7	47.4	46.1	29.3	29.2	28.4	16.3	18.1	17.7
中東	9.7	11.8	11.9	7.3	8.7	8.8	2.4	3.1	3.1
北アフリカ	10.4	12.2	12.4	7.4	8.8	9.1	3.0	3.4	3.3
サハラ以南アフリカ	60.1	80.1	82.1	33.7	44.3	45.2	26.5	35.9	36.9
失業者数 (100万人)									

世界	71.9	74.1	80.7	41.9	43.4	47.5	30.0	30.6	33.2
先進国・EU諸国	9.6	8.5	11.4	5.2	4.8	6.7	4.4	3.7	4.7
EU非加盟の中・南東欧及びCIS諸国	6.2	4.6	5.4	3.5	2.6	3.1	2.7	2.0	2.3
東アジア	13.6	12.3	12.8	8.0	7.2	7.5	5.6	5.1	5.3
東南アジア・太平洋	6.7	8.1	8.3	3.7	4.5	4.6	3.0	3.5	3.7
南アジア	11.4	14.6	15.3	8.0	10.2	10.7	3.4	4.4	4.6
中南米・カリブ	8.4	7.9	8.8	4.3	3.9	4.3	4.1	4.0	4.5
中東	2.9	3.6	3.6	1.9	2.2	2.3	1.0	1.4	1.4
北アフリカ	3.7	3.7	3.8	2.3	2.2	2.3	1.5	1.5	1.5
サハラ以南アフリカ	9.4	10.8	11.1	4.9	5.7	5.9	4.5	5.0	5.2
就業率 (%)									
世界	47.9	44.7	44.4	55.4	51.8	51.4	40.1	37.3	36.9
先進国・EU諸国	45.5	44.1	41.4	47.9	45.7	42.4	43.0	42.4	40.3
EU非加盟の中・南東欧及びCIS諸国	33.6	34.3	33.0	38.8	39.6	37.8	28.4	28.8	27.9
東アジア	63.5	53.5	54.0	61.4	50.6	51.2	65.8	56.8	57.0
東南アジア・太平洋	47.8	43.9	44.0	53.7	50.8	51.1	41.9	36.8	36.7
南アジア	44.6	41.9	41.8	60.7	57.9	57.9	27.3	24.7	24.4
中南米・カリブ	46.3	45.2	43.9	59.3	55.5	53.7	33.2	34.8	33.9
中東	28.4	27.5	27.9	41.8	39.5	40.3	14.2	14.9	14.9
北アフリカ	29.0	28.5	29.0	40.7	40.7	42.0	17.0	15.9	15.7
サハラ以南アフリカ	49.9	50.6	50.6	55.9	55.8	55.6	43.8	45.4	45.6
失業率 (%)									
世界	12.4	12.1	13.0	12.3	11.9	12.9	12.6	12.3	13.2
先進国・EU諸国	14.0	13.1	17.7	14.1	13.8	19.5	13.9	12.2	15.6
EU非加盟の中・南東欧及びCIS諸国	23.0	17.3	20.8	22.5	16.8	20.6	23.7	17.9	21.1
東アジア	9.1	8.6	8.9	10.6	10.0	10.3	7.6	7.2	7.4
東南アジア・太平洋	12.2	14.5	14.7	12.1	13.9	14.0	12.4	15.2	15.7
南アジア	8.9	10.0	10.3	8.9	9.7	10.1	8.9	10.6	10.9
中南米・カリブ	15.6	14.3	16.1	12.9	11.7	13.2	20.1	18.2	20.4
中東	22.8	23.3	23.4	20.6	20.3	20.4	29.1	30.8	30.9
北アフリカ	26.5	23.3	23.7	23.7	20.2	20.3	32.6	30.3	31.7
サハラ以南アフリカ	13.5	11.9	11.9	12.7	11.5	11.6	14.5	12.3	12.4

	若年非労働力人口 (100万人)			若年非労働力率 (%)			若年非労働力人口に占める女性の割合		
	1998年	2008年	2009年	1998年	2008年	2009年	1998年	2008年	2009年
世界	478.7	594.1	594.8	45.3	49.2	49.0	58.5	56.9	
先進国・EU諸国	61.2	63.5	63.8	47.1	49.3	49.7	52.0	51.3	
EU非加盟の中・南東欧及びCIS諸国	34.7	37.7	36.8	56.3	58.6	58.4	55.1	54.5	
東アジア	63.8	100.9	99.0	30.1	41.4	40.8	46.4	44.6	

東南アジア・太平洋	45.7	53.0	52.9	45.5	48.6	48.4	56.8	57.3
南アジア	134.5	167.7	169.7	51.1	53.4	53.4	66.1	65.1
中南米・カリブ	44.5	49.5	50.1	45.1	47.2	47.7	64.5	60.4
中 東	21.6	27.4	27.2	63.3	64.1	63.6	61.6	59.8
北アフリカ	21.7	26.8	26.4	60.6	62.9	62.0	61.0	60.4
サハラ以南アフリカ	51.0	67.5	68.9	42.3	42.6	42.5	57.6	56.5

1 I. 世界経済危機の影響

2008年に始まった世界金融・経済危機の影響は記録史上最大の若年失業者数という形で現れています。危機が始まる前の10年間に若年失業者は年平均19万2,000人の割合で増えてきましたが、2007年から2009年の2年間で780万人増え（2007年から2008年の間で110万人、2008年から2009年の間で660万人）、2009年に世界全体で8,070万人に達しました。

危機のピーク時に若年失業率は記録史上最大の上昇幅を示しました。2002年から低下傾向を示し、2007年に11.9%であった世界の若年失業率は一転、2009年に13.0%に上昇しました。2009年の前年比1ポイントの増加幅は、世界推計が得られるようになった過去20年間の最高記録です。

若年失業率は25歳以上層の失業率よりも経済ショックに敏感であることが示されています。失業者数で見ると、2009年に25歳以上層は前年より14.6%、若年者は9.0%の増加でしたが、失業率の点で見ると、25歳以上層が0.5ポイント上昇したのに対し、若年者の増加幅はその2倍の1.0ポイントでした。既に多くの若年者が失業している中、新たに労働市場に参加してくる若年者には相当の影響があると考えられます。

男女別で見ると、2009年に若年女性の失業率は13.2%、若年男性が12.9%と、2007年に見られた0.3ポイントの男女間格差は縮まっていますが、若者の間でも女性の方が男性よりも仕事が見つかりにくい状況があります。

2. 1. 地域別動向

危機の影響が波及した時期は地域によって異なります。先進国及びEU諸国、東アジア、中南米・カリブ、中東では2007/08年に若者の失業率が上昇し始めたのに対し、それ以外の地域では2008/09年に危機の影響が現れています。

特に打撃を受けたのは、先進国及びEU諸国、EU非加盟の中・南東欧諸国及びCIS諸国の若年で、2009年に若年失業率は前者で前年比4.6ポイント、後者で3.5ポイントと、地域別の年間増加幅の新記録が刻まれました。先進国及びEU諸国の2009年の若年失業率17.7%は1991年に地域別推計を開始して以来の全地域を通じての最高記録です。

ほとんどの地域で危機に際し、若者の間で男性よりも女性の方が失業する可能性が高くなったため、失業率の男女間格差が広がりました。例外は先進国及びEU諸国で、2007年から2009年の間に若年女性の失業率が3.9ポイント上昇したのに対し、若年男性の失業率は6.8ポイント上昇しています。

臨時雇用は危機の影響にそれほど敏感でないことが証明されていますが、EU諸国の分析からパートタイム雇用に就く若年労働者が増えていることが示されています。

就労意欲を喪失する若者の増大を示す証拠が幾つかあり、複数の国で危機時になって若者の非労働力人口が増えています。これは失業率の上昇によって一部の若者が職探しをあきらめてしまったことを示しています。

途上国では危機により、脆弱な雇用に就く人やインフォーマル・セクターで働く人の数が増えています。2009年下半期に中南米では個人事業主の数が前年同期比で1.7%、寄与的家族従業者の数が3.8%増えたことが示されています。この地域ではまた、危機時になってインフォーマル・セクターで働く15～19歳の10代の若年者の割合が増えています。

2. 2. 将来予測

若年者の失業率及び失業者数が低下するのは2011年に入ってからと見込まれます。2010年に世界全体の若年者の失業者数は記録をさらに更新して8,120万人（失業率13.1%）となった後、2011年に7,850万人（同12.7%）に低下するとILOでは予測しています。中東と北アフリカだけは2011年にも失業率の上昇が予想されますが、それ以外の地域では2010年を主とするピーク年よりわずかに改善すると見込まれます。EU非加盟の中・南東欧諸国及びCIS諸国の低下幅は最大で、2009年のピーク年より1ポイント低下すると予測されます。先進国及びEU諸国では2011年に前年比0.9ポイント減が見込まれますが、それでも予想される18.2%の若年失業率は1991～2007年の危機前の水準を上回っています。

25歳以上層に比べて若年者の失業率の回復には時間がかかると思われる。若年失業率は2011年に2010年の13.1%を大幅に下回る12.7%となると予想されるものの（25歳以上層は2010年4.8%→2011年4.7%）、若者の方が景気循環に敏感であることから、景気の不安定が続く中、若年失業率の回復予想はより不確実であると見られます。

1 I I. 若者の雇用対策が重要な理由

世界各地から得られた証拠はディーセント・ワークを確保する上で若者が直面する障害の方がそれ以外の年齢層のものよりも大きいことを示しています。

若者の失業と不完全就業は社会にとって重いコストとなります。人生の早期において長期失業を経験することは、就業能力、収入、質の高い仕事に就く機会を恒常的に損なう可能性があります。さらに、人生の早期段階で確立された行動様式や姿勢はその後の人生においても持続します。政府にとって、若者の失業は教育訓練に対する投資が無駄になり、課税基盤の縮小と社会福祉費用の増大をもたらされ、若者有権者の支持基盤が弱まることを意味します。使用者団体にとって、若者の失業と不完全就業は製品やサービスに対する若者の消費力が衰え、企業投資に向けられる個人貯蓄が減り、生産の低下につながることを意味します。労働者団体にとって、若者の失業は権利、保護、労働条件の改善確保に向けて共に闘う組合員候補の喪失を意味します。その上、若者の高失業率や失業率の上昇は社会の不安定性、薬物乱用問題や犯罪増大の源となる可能性もあります。また、若者の失業と劣悪な雇用は貧困水準の上昇にも寄与します。

若者を無視する費用は、人的資本及び社会資本の枯渇といった形で計測できます。経済成長の機会が失われ、この人口集団が十分な就労経験なく年を重ねる毎に失われる機会は大きくなります。数量化するのはいくらも困難であるものの、社会の不安定や紛争の蔓延といった費用も挙げられます。

1 V. 若者が就業することの利点

若者に優しい雇用戦略はすべての人々に利益をもたらします。若者に対する投資は社会に対する投資でもあります。若者のディーセント・ワークは経済全体に波及する相乗効果があり、消費者需要を押し上げ、税収を増大させます。若者がディーセント・ワークに就くことによって、生産的な自尊心の構築と健全な形で時間利用が達成されるため、社会サービスに対する需要は大幅に削減されます。早期のキャリア開発における成功は長期的なキャリア展望と関連し、若者を社会の依存者から自立した存在へと変え、貧困を抜け出して社会に積極的に貢献する手助けを提供します。

V. 若者の雇用対策：何がうまく機能するか

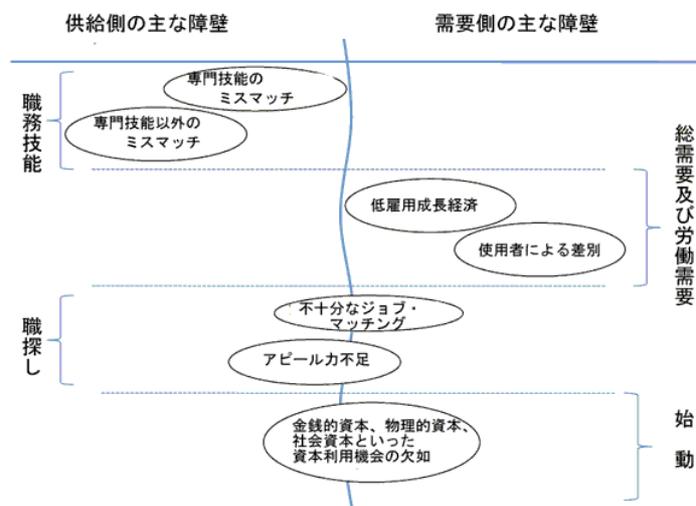
5. 1. 若者が労働市場で不利な理由

若者の雇用に影響を与える要素は三つの側面から見る事ができます。一つ目は総需要や経済成長といった雇用創出に影響する要素で、総体的な経済活動が若者の雇用水準を決定する主な要素であることを示す文献は多数存在します。

二つ目は法規や景気循環といった労働条件に影響を与える要素です。年齢集団の規模、若者の賃金水準、最低賃金の存在が過去20年にわたる若年失業者の増大を説明する証拠はあまり存在しないものの、景気循環の影響を受けやすい若年層は労働需要低下の影響を不均等に大きく被っています。景気後退期には若者は真っ先に職を失い、なかなか仕事を見つけることができません。

3番目は教育訓練、就労経験、労働市場サービス、若者を成長過程に組み込む制度機構能力といった就業能力に関するものです。教育訓練の不足、就労経験の欠如、労働市場情報や労働市場サービスの弱さ、若者の労働市場への統合を阻む差別の存在など、経済成長や雇用機会拡大の利益を得る力が若者に備わっていない場合、高度経済成長や雇用拡大の時期においても若者の失業率は高いままとなるでしょう。こういった障害は技能開発、就労経験、需給を一致させる努力などを包含した積極的労働市場政策を通じて部分的に克服することができます。

図3：労働市場における若者にとっての主な障壁



若者の雇用に関する国内行動計画の作成方法を指南するILOのガイドは、まず自国の若者の労働市場問題を掘り下げて診断し、若者の就労を制約する最も顕著な障壁を明らかにした上で、自国のニーズや手段に沿った、適切なデザインを確保するための協議と分析を通じて自国の優先事項を定め、得られる労働市場介入策の中でこの制約要因に取り組む最適な策を探求することを提案しています。その後の介入策の設計過程では、他国で実施された事業計画で得られた教訓や好事例を参考にすることができるとされています。

若者の就労を阻む障壁に取り組む介入策には以下のようなものが挙げられます。

5. 2. 専門技能のミスマッチに取り組む策

若者の専門技能ミスマッチを解消するには、職業訓練の受講円滑化、競争力のある職務訓練部門の開発と拡大を可能にする環境の形成、若年失業者や市場が到達できない遠隔地に住む若者に対する効果的な積極的労働市場計画の提供などの方策が挙げられます。職場内訓練制度、見習い研修制度の創設または改善、実務研修を提供する企業に奨励金を支給する補助金付訓練計画の促進、自営業の機会を模索する若者に対する起業スキル研修の提供なども考えられます。

職業訓練計画には長い歴史があり、ブラジルの全国職業教育計画や米国の夏期若者雇用・訓練計画などといった成功例から得られた教訓は、以下のような初期条件の重要性を強調しています。

1. 訓練のための十分な政府資金・資源
2. 官民両方にわたる質の高い訓練提供機関・業者の潤沢な供給
3. 競争的な環境で透明性と品質を確保する有能な技術管理・監督部門の存在

単なる座学職業訓練から、座学に職場内訓練その他の補足的なサービスを組み合わせた包括的な「トレーニング・プラス」のプログラムへと向かう一般的な傾向があります。プログラムが包括的であればあるほど、受講生が労働市場で達成する成果が高くなる傾向があります。90年代初頭から中南米・カリブで広く実施されてきた、職業訓練と職場内実習（OJT）を複数の仲介・支援サービスと組み合わせた若者向けトレーニング・プラス・プログラムから明らかになった成功要素として以下のようなものが挙げられます。

1. 座学訓練とOJTを組み合わせ、専門技能と専門外技能の両方を提供し、起業家的な思考を支援し、就職斡旋を円滑化する包括的な訓練手法
2. 奨学金や交通費補助といった受講生の参加を確保する金銭的補助の提供
3. 需要主導型の訓練内容
4. 訓練内容の設計及び職場内研修を通じた訓練の提供における使用者候補の協力
5. 訓練サービスの競争入札制
6. 使用者の労働費用及び訓練費用を補助する奨励金
7. 意図した集団を誘引し、それらの集団に利益する適切な対象設定及び選抜戦略
8. 国及び地方レベルでの公的機関同士の活動調整

雇用機会が乏しく、不利な若者層の唯一の選択肢は自営となる場合が多い途上国では、若者起業家向けの技能研修が最も重要な投資の一つと見られています。トレーニング・プラス・プログラムから得られた教訓では、包括的な訓練の枠組みの中で起業スキルを提供することの重要性が示されています。ペルーの自営プログラムから得られた証拠によれば、小企業の育成・開発の促進において包括的な手法がよく機能することが示されています。経営面の訓練のみよりも座学訓練、カウンセリング及びフォローアップ・サービス、インターンシップ、与信を含む総合的な手法の方が影響力が大きくなる傾向があります。

5. 3. 専門技能以外のミスマッチに取り組む策

専門技能以外の技能には、識字や計算能力といった基礎技能、そして作業環境における行動様式や姿勢の中核をなすソフト技能、生活技能が含まれます。基礎技能のミスマッチは労働市場における大きな不利条件となり、公式教育制度の内外で、若者の一般教育及び技能訓練の水準を高め、教育訓練へのアクセスを円滑化する上で政府の積極的な参加が求められます。ソフトな生活技能におけるミスマッチの解消には、コミュニケーション、リーダーシップ、チームで働く力、士気、規律といった面での訓練が求められます。この訓練は主として薬物乱用から犯罪に至る種々の問題を抱えた若者や不利な立場にある若者、10代の母親、教育水準・社会的技能・職業技能の低い若者を対象として提供されます。この種の訓練プログラムの影響評価は得られませんが、最近行われている前途有望なプログラムの経験から、成功のための要素として以下のようなものを挙げる事ができます。

1. 訓練を受けた教師の存在
2. プログラムの成績基準の設定
3. 国、州、地域の各レベルにおける実施機関間の調整と機能能力

中南米におけるプログラム経験から、伝統的なカリキュラムを拡大して生活技能の訓練を含むことの肯定的な影響力が示されています。

5. 4. 低雇用成長に取り組む策

不十分な経済成長によって引き起こされた労働需要の不足は、特に若者の間における就労意欲の喪失と非自発的な失業に多大な影響を与え、途上国を中心に依然として取り組みが最も困難な障壁となっています。雇用成長に取り組む上で一定の役割を演じるマクロ経済面及び投資環境面での要素は他にもあるものの、賃金や訓練の補助金といった積極的労働市場措置や公共事業計画は危機時における若年労働者の過剰労働供給対策となると同時に企業が若者を採用する動機を形成する可能性があります。

賃金補助に加えて、包括的なサービスを提供するトレーニング・プラス・プログラム、OJT、カウンセリング、求職支援を組み合わせた場合、労働市場における若者の展望により良い影響を与える傾向があります。この際、適切な設計が大切であり、特に死重効果や潜在的代替コストといったリスクの極小化が重要です。他に、プログラム終了後に企業が補助金受給の対象となった労働者を解雇する労働異動効果、潜在的烙印効果といったリスク要素を考慮する必要もあります。

公共事業は貧困帯に比較的低い賃金を提供することによって危機時の貧困対策として効果的な安全網戦略となり得ますが、雇用創出戦略として見た場合、大した効果がないばかりか、欧州のプログラム・サンプルから得られた経験では、プログラム終了後の雇用結果にマイナスの影響さえ認められています。若者を特に対象とした公共事業計画の成否は様々で、ブルガリアの臨時雇用計画では30歳未満の参加者の雇用確率にプラスの効果が見られたものの、費用便益分析では高い費用を回収できるだけの効果が上がらなかったことが示されました。ポーランドやフランスの経験からは効果がマイナスまたはゼロであったことが示されています。これらの評価から得られた設計上の重要な考慮事項には以下のような要素が含まれます。

1. 適切な賃金設定
2. 適当なタイミング
3. 事業の選定及び確定における地域社会の参加
4. 運営と実施における民間部門の参加
5. 実施に際しての複数部門の調整
6. 創出された資産の維持
7. 訓練など、福祉からの脱却を円滑化するその他の措置と雇用を組み合わせること

公共サービス・プログラムも若者の開発への参加を促進し、公共事業と同様にしばしばインフラ構造プロジェクトが活動に組み込まれています。米国のユース・コア・プログラムは若者の雇用展望と収入面でのプラスの影響を示しており、便益が費用を6%近く上回っていることが示されています。米国のもう一つのアメリカ・プログラムの評価からも若者参加者の雇用姿勢が改善され、公務員のキャリアを選ぶ確率が高くなるという利益が示されています。

5. 5. 労働市場における差別に取り組む策

若者の年齢差別対策に取り組む方策には積極的差別是正策や従業員メンター制が含まれます。若者を採用する企業に奨励金を支給し、バランスを確保する強制クォータ制を設定し、差別を処罰する法や介入策である積極的差別是正策の効果に関して得られた証拠は成否様々ですが、先進国における影響を調べたある研究では、プログラムのプラス効果は執行・制裁措置に大きく左右されることが見出されています。より経験のある労働者が新人にメンター・サービスを提供する従業員メンター制の効果の評価したものはありませんが、米国では伝統的に男性主流の職に女性が組み込み、維持する上で、そしてオランダでは若者の雇用展望と姿勢を向上させる上でプラス効果があることを示す経験が得られています。

5. 6. 不十分なジョブ・マッチングに取り組む策

自らの技能にあった仕事を探す助けになるネットワークへのアクセスや関連情報を欠いている若者の間でしばしばマッチングの失敗が発生します。求人情報や求職者の資格に関する記録を更新することで職業紹介・仲介サービスは効果的な斡旋機関の役割を担ってきました。英国の再出発プログラム（後に若者ニューディール・プログラムに改名）のように一部の仲介プログラムは、求職支援コースへの参加を条件とする失業補助金提供の機能を担うことに成功しています。ルーマニアからは若者や僻地・貧困地帯に住む求職者といったインフォーマルな求職手段を利用できる機会がほとんどない離職者にとって公共職業紹介が有効であることを示す証拠が得られます。まだ正式な評価は行われていませんが、最近進められているイニシアチブからは、公共職業紹介の認知度を高め、受給資格者としての若者の登録や参加を育む上で広報キャンペーンや革新的な若者向けアプローチの重要性が示されています。

5. 7. アピール力不足に取り組む策

学校から労働への移行を成功させる上で内的要素として、自らの獲得した技能を使用者にうまくアピールできる求職者の能力が挙げられます。技能認定制度は技能及び職務能力を認定し、証明する品質保証の架け橋として機能します。労働市場における技能比較を円滑化することによって使用者と従業員候補者の間の不均衡な情報格差を縮小すると共に労働市場の流動性を高め、生涯学習を促進します。技能証明の影響力を示す証拠はほとんど得られないものの、より広範な全国的資格認定枠組みの観点から見た場合、成功のための要素には以下のようなものが含まれます。

1. 漸進的な制度構築手法及び過去の規格と新しい規格の漸次結合
2. すべての利害関係者間の調整と協議

5. 8. 始動のための資本を得る機会の不足に取り組む策

技能訓練、メンター制、財政支援を組み合わせた包括的な起業家プログラムは開業を成功させるチャンスを大きく高める可能性があります。

ます。ペルーやアルゼンチン、ブルガリアのプログラムから以下のような成功のための要素が示されています。

1. 雇用創出の潜在力を秘めた成長部門に焦点を当てた需要主導型訓練内容
2. プログラムの設計及び提供における民間部門の参加
3. 若者の競争上の優位点をより良く活用し、プログラム脱落率を下げる適切な対象設定及び審査メカニズム
4. 若者に特に合わせた金融・銀行商品の開発と金融資本へのアクセス
5. ビジネス・インキュベーターにおける無償のまたは補助金付スペースの提供による業務スペースへのアクセス
6. 奨学金、経費償還、交通費補助などによる参加者補助サービス

VI. ILOと若者の雇用

6. 1. 若者の雇用に対するILOの取り組みの歴史

ILOが若者の雇用問題に本格的に取り組む始めるのは1970年代以降のことですが、創立年の1919年に開かれた第1回ILO総会で採択された最低年齢（工業）条約（第5号）及び年少者夜業（工業）条約（第6号）の形で若者の雇用・労働条件の規制・改善に向けた取り組みは早くから開始しています。その後も年少者の健康検査に関する条約の採択を通じて、若者の雇用適格性の確保に努めました。1953年の第36回ILO総会における「若者の雇用・生活条件の保護に関する決議」の採択、1959年の第43回総会における「若年労働者の問題に関する決議」の採択、若者と仕事をテーマとする事務局報告が提出された翌1960年の第44回総会における「若年労働者の生活・労働条件を保護する方策に関する決議」の採択もこの路線に沿ったものです。

そして、1970年の第54回ILO総会で、若者の雇用と訓練の必要性を初めて取り上げた国際労働基準として青少年特別計画勧告（第136号）が採択されました。1969年から開始されたILOの世界雇用計画の中でも若者の問題は重点項目の一つに位置づけられ、さらなる問題分析と政策介入が求められました。70～80年代を通じて若者の雇用と教育訓練の問題に焦点が当てられ、幅広い調査研究及び技術協力活動が展開されました。1975年の第60回ILO総会では職業訓練と職業指導について規定する人的資源開発条約（第142号）及び同勧告（第150号）が採択されました。1978年の第64回ILO総会では若年者の失業問題に焦点を当てた「若年者の雇用に関する決議」が採択されました。決議では、うまくバランスを取った完全雇用に向けての全体的な戦略の中でこの問題に取り組むべきことが強調されました。翌1979年の第65回ILO総会では、1976年の世界雇用会議のフォローアップに関する決議が採択されました。世界雇用会議で採択された雇用に関する行動計画と原則宣言に対する支持を新たにすることこの決議は加盟国に一連の勧告を含んでいますが、若年者の雇用についても「若年者の生産的な雇用への吸収を促進することを目指して採択された、若年者の雇用及び自営に向けた方向付けを円滑化するよう設計された革新的な訓練を含む特別の計画及び措置を検討・評価し、その情報を普及させること」が求められています。1979年に開かれた第3回欧州地域会議にも「若年者と仕事」と題する報告書が提出され、この問題を審議した地域会議は、若者の労働生活参入に向けた準備に関する詳細な勧告を含む決議を採択しました。

80年代に入るとILOの事業計画の中で若者の問題が占める比重が大きくなり、先進国の若者の雇用問題に関する調査研究結果を始め、「キャリアとしての自営」指導員ガイドなど様々な書籍が刊行されました。アフリカ雇用・技能計画（JASPA）や米州間職業訓練調査研究・文献センター（CINTERFOR）、アジア地域雇用促進チーム（ARTEP）などを通じた地域別の活動も幅広く展開されました。

国連が1985年を国際青少年年に定めたことを受け、ILOは1982年の第68回ILO総会に提出した事務局報告（第1部：若者にふさわしい仕事とは）、若者と労働にかかわる活動と責任事項を改めて見直し、その後数年間の政策の大筋を提示しました。1983年の第69回ILO総会で採択された「若年者と国際青少年年に対するILOの貢献に関する決議」は、加盟国に対し、完全雇用政策の枠組み内で若年者の失業を撲滅する調整の取れた即時の行動を呼びかけました。1984/85年度の事業計画の中では若者がグローバルなテーマの一つに取り上げられ、雇用・開発、訓練、社会保障などILO事務局内の複数の部局を通じて若年労働者の問題に集中的に取り組みました。1984年の第70回ILO総会で採択された雇用政策（補足規定）勧告（第169号）は、1964年の雇用政策条約（第122号）及び同勧告（第122号）を補足するものですが、「青少年並びに不利な立場にある集団及び個人の雇用」の節で、訓練と労働が交互に行われる計画などの特別の措置を講じることを求めています。1986年の第72回ILO総会で行われた青少年に関する一般討議では、若年労働者の福祉と若年失業者の問題に取り組むことに焦点が当てられ、具体的な提案事項を含む「若年者に関する決議」が採択されました。

1988/89年度の事業計画の中でも若者は部局横断的テーマの一つに選定され、金属産業の部門別委員会で議題の一つになるなど事務局全般で幅広い取り組みが行われました。

90年代前半には児童労働に重点が置かれたのに対し、若年者の雇用の問題は少し影が薄くなりましたが、1996/97年度の労働市場政策の事業計画下に若年失業行動計画が設けられ、1998年の第86回ILO総会ではILOの事業計画で若年雇用に関し高い優先順位を付すことなどを求める「若年雇用に関する決議」が採択されました。1998年にはこの決議を受けて若者の失業と疎外化をなくす戦略に関する地域間シンポジウムがジュネーブで開かれ、途上国のデータ改善、積極的労働市場政策の見直しによる革新的な経験の発掘など、将来の行動分野が提案されました。

2000年にはILOの事務局機構が一新され、技能・知識・就業能力国際重点計画が青少年層向けのILOの活動の中心となりました。また、2000年に開かれた国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を受け、国連、ILO、世界銀行の共同事業として若年雇用ネットワーク（YEN）が2001年に立ち上げられ、ILOがその主導機関及び常設事務局を務めることとなりました。「若者の雇用課題への対処：使用者向けガイド」、「若者と雇用：組合ガイド」、「仕事の世界における男女若者の展望改善：若年雇用ガイド」、「世界の雇用情勢—若者編」など若者の雇用や起業に関する様々な刊行物を発表すると共に、2004年にジュネーブで開かれた若年雇用三者構成会議、2002年に日本政府の資金協力を得てバンコクで開かれたアジア太平洋若年雇用三者構成地域会議、2004年に国連大学及び厚生労働省と共催し、東京で開いたグローバル化と若者の未来に関するアジア・シンポジウムなど、各地で様々な意見交換・経験交流の場がもたれました。

2005年の第93回ILO総会では若者の雇用促進に関する一般討議が行われ、若年雇用に関する決議が採択されました。決議に含まれる行動計画がこの分野におけるその後のILOの活動の基盤となっています。すべての人へのディーセント・ワークを目指すILOのディーセント・ワーク課題の中で、若年雇用は、統合的な取り組みを必要とする横断的な懸念事項として扱われています。2005年の総会決議を受けて2006年に雇用総局内に設けられた若年雇用計画（YEP）が窓口として活動の調整を図っています。

各地で開かれた最新の地域会議の結論でも若年雇用は優先取組事項の一つに掲げられています。現在、ILOはディーセント・ワーク国別計画を通じて加盟国のディーセント・ワーク達成を統合的に支援していますが、これまでに策定された70余りの国別計画のすべてで雇用促進、特に若者の雇用促進が最もニーズの高い事項として取り上げられており、既に実施されている国別計画の半分以上で若者の雇用に対する取り組みが進められています。

今年の総会で行われた雇用に関する反復討議の際も、労働市場において他の年齢層よりも不利な若者の状況が強調され、採択された結論の中には、加盟国に対する、特に労働市場計画を通じて、若者の失業課題に取り組み、持続可能な雇用とディーセント・ワークへの参入を支援する政策措置を検討・実施することへの呼びかけが含まれています。

6. 2. 若者のディーセント・ワークへの道

2005年の第93回ILO総会では若者の雇用促進に関する統合的な一般討議が行われました。討議資料として提出された「若者のディーセント・ワークへの道」と題する報告書は、若者の雇用に関する現状を概観した上で、各国で行われている若者のディーセント・ワークに向けた取り組みとILOの活動を紹介し、将来に向けた道を提案しています。

総会ではこの討議資料をもとに、若者をディーセント・ワークに向かう道に導き、この問題に対する取り組みを前進させる上で国際社会の役割について幅広い討議が行われました。採択された結論は、若者の雇用を巡る諸課題を提示した上で、マクロ経済的介入とミクロ経済的介入を組み合わせ、労働需給と雇用の量質両面に取り組む一貫性のある統合的な取り組みなど、若者をディーセント・ワークに

導く政策及び事業計画を提案しています。ILOの行動計画は途上国に特に焦点を当て、ディーセント・ワーク課題の精神に則り、ILOが策定した雇用のための包括的な戦略枠組みである世界雇用戦略の諸要素を政策の柱として、知識構築、広報提言、技術支援の三つの柱を基盤とすべきことが記されています。

6. 3. 若年雇用計画 (YEP)

2005年の総会決議を受けて、若者の雇用に関するILOの活動の中央窓口として2006年に雇用総局内に設けられた若年雇用計画 (YEP) は、ジュネーブのILO本部及び世界各地の現地事務所配置された専門家ネットワークを統合し、決議に掲げられた3本の柱に基づき、活動を展開しています。

YEPの活動には以下のようなものが含まれます。

- 若者の雇用、失業、不完全就業の諸面に関するデータの収集
- 若者の雇用に関する国の政策及び事業計画の有効性分析、若者の雇用に関する行動計画の策定及び実施に対する技術支援、訓練ツール・教材の開発
- 若者の雇用のための国内労働市場政策及び事業計画強化に向けた政策助言、政府及び労使団体の能力構築
- 就業能力、雇用、労働者の権利を強調しつつ、若者のディーセント・ワーク促進に向けた広報提言及び啓発活動
- 国際レベル、準地域レベル、国内レベルにおける若年雇用に関する官公両部門にわたる戦略的パートナーシップの確立
- ILO加盟国政府使その他の利害関係者間での好事例経験の共有及びより良い業務成績達成に向けた国家間及びグローバルな仲間同士のネットワーク構築の促進
- 若者の雇用に影響する国内事業間の政策整合性確保に向けた多国間機関その他国際機関との協力

6. 4. 若年雇用ネットワーク (YEN)

2000年に開かれた国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を受けて、若者の雇用上の課題に対する耐久性のある新たな解決策の探求を目指して設けられた、国連、ILO、世界銀行の共同事業である若年雇用ネットワーク (YEN) については、2003年9月9日付のトピック解説で既に取り上げていますので、詳細は文末のリンクからそちらをご覧ください。

YENは、開発に関する政策課題の中で若者の雇用問題の優先順位を高め、若者の雇用機会改善において効果的な政策及び事業計画に関する情報交換を目的としたネットワークです。2002年の国連総会で採択された若年雇用の促進に関する決議は加盟国に対し、若者や若者団体の関与を受けつつ、若年雇用に関する国内概観を作成し、行動計画を立案するよう求めています。YENの事務局として、ILOは、参加諸国に対するこの過程での助言提供、参加諸国が事業計画・政策評価を行う際の技術的・財政的支援の提供、若者が主導する組織が雇用創出に寄与する機会の提供、好事例や革新的なアイデア、助言などの交流の場の提供を行っています。

VI I. 若者と国際労働基準

上記のように若年者に関する国際労働基準は、雇用促進関連と若年労働者の保護を目指したものの二つに大きく分けられます。

7. 1. 雇用促進

雇用創出を、幅広いマクロ経済政策に関する政府の決定を下支えする主要優先事項の一つにするというILOの目標の中心に位置するのが1964年の雇用政策条約 (第122号) です。この条約は、加盟国に対し、働ける状態にあり、仕事を探しているすべての人に仕事がある状態を確保することを目指した積極的な政策を、主要目標として宣言し、遂行していくことを求めています。第122号条約に付随する同名の第122号勧告は、加えて、「青少年の深刻な失業問題 (ある国においては、重大化しつつある問題) を解決する措置」に対して、「特別の優先権」を与えるべきことを提案しています。

第122号条約の実行上の手引きを提供する1984年の雇用政策 (補足規定) 勧告 (第169号) は、若者について、その雇用展望の改善に適した効果的な職業指導と訓練サービスの重要性を強調し、積極的な労働市場計画の例として、学校から労働への移行プログラム、義務教育後の教育、技能訓練、補助金付臨時雇用、訓練・就労体験計画、開業計画などを示しています。

1975年の人的資源開発条約 (第142号) と2004年の人的資源開発勧告 (第195号) は青少年の技能開発と職業指導に関する方向性を指し示しています。

また、1970年の青少年特別計画勧告 (第136号) は、自国の経済社会開発を目的とする青少年の雇用及び訓練のための特別計画について定めることによって、青少年の雇用と訓練上のニーズを満たすことを目的とした原則と指針の設定を試みています。

7. 2. 若年労働者の保護

若年労働者はしばしば、長時間低賃金労働や社会保障その他の給付が備わっていないインフォーマル経済における不安定な短期契約による労働など、劣悪な条件下で働いています。そこで、ILOの条約及び勧告は、就労の最低年齢、労働条件 (賃金、労働時間、夜間労働、健康検査など)、労働安全衛生、労働監督などの分野について若年労働者の特別の保護措置を規定することによってこの状況の是正を試みています。

1946年の年少者健康検査 (非工業的業務) 条約 (第78号) や年少者夜業 (非工業的業務) 条約 (第79号) など、青少年を特に対象とした基準もあれば、一般的に適用される基準の中に若年労働者に対する特別の措置を盛り込んだものもあります。例えば、1988年の雇用の促進及び失業に対する保護条約 (第168号) は、若年者、特に初めて仕事探しをする人々の雇用状況改善を目指し、青少年の就労を促進する具体的な措置に関する規定を含んでいます。

他に、1947年の労働監督条約 (第81号)、1970年の最低賃金決定条約 (第131号)、1981年の職業上の安全及び健康に関する条約 (第155号)、1990年の夜業条約 (第171号) など、労働監督、労働時間、賃金、労働安全衛生、社会保障の分野でも青少年に関する特別の規定が見られます。

VI I I. 国際ユース年 (2010年8月12日~2011年8月11日) とILO

2009年の国連総会は、2010年8月12日からの1年間を第2回国際ユース年とし、世界、地域、国家の各レベルの戦略の中で青少年育成の問題を優先させることの重要性に光を当てることとしました。「対話と相互理解」のテーマの下、この国際年では平和、人権の尊重、世代・文化・宗教・文明を越えた連帯の理想を推進していくことを目指しています。

8月12日にニューヨークの国連本部で行われた国際ユース年開幕式に加え、7月31日~8月13日にはイスタンブール、8月24~27日にはレオン (メキシコ) で世界ユース会議が開かれました。2011年夏には、国際年のとりまとめとして、青少年の育成問題に関する国連会議が開かれます。ILOは国際年に際して各地で行われるこれらの行事に積極的に参加して、若者の生産的なディーセント・ワークを促進し、労働市場における若者の地位を引き上げ、社会のあらゆる側面への若者の完全かつ実効的な参加に向けた建設的な対話と相互理解を支援していきます。

IX. 若年雇用: ILOで得られる情報

若年雇用の問題に関し、ILOはその問題分析や現状報告から効果的な政策・計画立案ガイドや世界各地の取り組み好事例まで豊富な資料・情報を保有し、オンライン・フォーラムや会議開催などを通じて交流の場を提供しています。これらの情報の入手先には以下のよ

うなものがあります。

- **雇用総局の若年雇用計画（YEP）**のウェブページ：若年雇用に関するILOの活動全般、会議案内、刊行物、関連部局へのリンクが掲載されています。国際ユース年に対するILOの貢献、若年雇用分野の技術協力プロジェクト、若年雇用ファクトシート、学校から労働への移行調査方法論ガイドといった実務ガイドなどが入手できます。技能・訓練分野の情報に関するページもあります。
- **若年雇用ネットワーク（YEN）**のウェブページ：YEN参加国情報、取り組み成功例紹介、若者団体向け支援基金の応募要項、広報紙などの活動情報が掲載されているだけでなく、西アフリカ若年雇用データバンクなどの若者団体に関するデータや意見交換の場も用意されています。
- 図書館・情報サービス局の**若年雇用資料ガイド**：ILO本部図書館で入手できる蔵書の地域別・テーマ別検索結果を始め、総会、理事会などの各種会議に提出された若年雇用に関する討議資料や報告書が入手できます。書籍の多くは電子版をダウンロードできます。若者の失業率や教育水準別失業率などのデータが入手できるKILM、Laborstaといった統計データベースへのリンクも設けられています。
- **世界的な仕事の危機ILO観測所の若年雇用に関するウェブページ**：今回の世界的な危機の影響に関する情報を集めたサイトの中のこのテーマ別ページには、今回の危機が若年雇用に与えている影響の分析に加え、若年雇用国家行動計画策定ガイド、若者の雇用課題対応使用者向けガイド、不利な若者の就業能力を増大させるための政策提案、若者の起業家精神刺激策、見習い研修や職場導入研修に対する景気後退の影響調査など、ILO内外の幅広い情報が集められています。
- **アジア太平洋若年雇用知識ネットワーク（APYouthNet）**：ILOアジア太平洋総局が開設したアジア太平洋ディーセント・ワーク知識共有ネットワークの一部であるAPYouthNetは、アジア太平洋地域における若年雇用に関する意見交換、経験交流の場です。テーマ別にフォーラムが開設されているほか、若年雇用資料キットなどの資料も掲載されています。
- **ILOウェブサイトのテーマ別ページにも若年雇用のページ**があり、このテーマを扱ったウェブページへのリンクに加え、ウェブサイト内に新しく掲載された情報の案内が記され、随時更新されています。

世界の雇用情勢若者編2010年版（英語）----->

http://www.ilo.org/empelm/what/pubs/lang--en/docName--WCMS_143349/index.htm

2005年の第93回ILO総会（英語）----->

http://www.ilo.org/global/What_we_do/Officialmeetings/ilc/ILCSessions/93rdSession/lang--en/index.htm

若年雇用計画（YEP）（英語）----->

http://www.ilo.org/employment/AreasOfWork/lang--en/WCMS_DOC_EMP_ARE_YOU_EN/index.htm

若年雇用ネットワーク（YEN）（英語）----->

<http://www.ilo.org/public/english/employment/yen/index.htm>

2003年9月9日付第16号トピック解説：若年雇用ネットワーク（YEN）----->

<http://archive.mag2.com/0000085098/20030909152000000.html>

2002年12月9日付第7号トピック解説：世界雇用戦略----->

<http://archive.mag2.com/0000085098/20021209191000000.html>

若年雇用のための技能（英語）----->

http://www.ilo.org/skills/areas/lang--en/WCMS_DOC_SKL_ARE_YOU_EN/index.htm

若年雇用資料ガイド（英語）----->

<http://www.ilo.org/public/english/support/lib/resource/subject/youth.htm>

世界的な仕事の危機ILO観測所テーマ別ページ：若年雇用（英語）----->

http://www.ilo.org/pls/apex/f?p=109:3:0::NO::P3_SUBJECT:YOUTH

アジア太平洋若年雇用知識ネットワーク（APYouthNet）（英語）----->

<http://ap-youthnet.ilo.org>

ILOウェブサイト・テーマ別案内：若年雇用（英語）----->

http://www.ilo.org/global/Themes/Youth_Employments/lang--en/index.htm

国際労働基準----->

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/list.htm>

グローバル化と若者の未来に関するアジア・シンポジウム----->

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/conf/2004youth/index.htm>

最終更新日：2010年8月30日 作成者：EU 責任者：SH

ILO 駐日 事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学本部ビル8階
Tel: +81.3.5467.2701 Fax: +81.3.5467.2700 E-mail: ilo-tokyo@ilotokyo.jp

ILO駐日事務所 [[トップ](#) | [ホーム](#) | [国際労働機関\(ILO\)とは](#) | [最新情報](#) | [ILOと日本](#) |
| [出版物・資料室](#) | [メールマガジン](#) | [会議・行事予定](#) | [求人情報](#) | [サイトマップ](#)]

© 1996-2011 International Labour Organization (ILO) | [Copyright and Permissions](#) | [Privacy policy](#) | [Disclaimer](#)